

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1327

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の取扱い）</p> <p>第4条の3 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第8条」と、同項第5号中「職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。」とあるのは「職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）<u>第10条第1項第2号、第11号</u>及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2号及び第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の取扱い）</p> <p>第4条の3 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第8条」と、同項第5号中「職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。」とあるのは「職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）<u>第10条第1項第11号</u>及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2号及び第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員</p>

度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合は行わない。

- (1) (略)
- (2) 会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第1号、第3号から第10号まで及び第12号から第14号までに規定する特別休暇
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額)

勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合は行わない。

- (1) (略)
- (2) 会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第1号から第10号まで及び第12号から第14号までに規定する特別休暇
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額)

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額にパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2・3 （略）

4 前項に規定する在職した期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）第11条第1項」と、同項第5号中「給与条例第13条、教職員給与条例第14条及び警察職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間（職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。）」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間について、勤務しないことにより報酬を支給されない期間（職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第10条第1項第2号、第11号及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。）」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額にパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2・3 （略）

4 前項に規定する在職した期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）第11条第1項」と、同項第5号中「給与条例第13条、教職員給与条例第14条及び警察職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間（職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。）」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間について、勤務しないことにより報酬を支給されない期間（職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第10条第1項第11号及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。）」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2号及び

号及び第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第3条第2項の規定による週休日」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

5 (略)

第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第3条第2項の規定による週休日」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。